

① 公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理についてルールとして定めることの検討を求める陳情  
(記録すべき内容等)

浜田市では単年度中、また多年度にわたり行うさまざまな政策、施策や事業、それらに関連する条例や規則等について、常に検討し決定しています。軽微なものを除く、多くの意思決定について、市はその経緯や検討過程での議論の内容等を後に検証可能なように公文書に記録していますが、重要なことであっても意思決定の過程や根拠、決定理由が公文書に残っていないものがあります。

具体的な例では、令和3年8月31日に浜田市庁舎管理規則が改正され、同9月1日施行されていますが、この中でこれまで許可行為（申し出があれば許可できるため、実際に許可されていた）であった庁舎内での撮影や録音について、禁止行為（申し出があっても許可しない）に変更されました。

令和3年12月20日に担当課（行財政改革推進課）へ電話で「なぜ撮影や録音を禁止行為としたのか」問い合わせたところ、担当者は「即答しかねる。課長に訊いて回答する。」とおっしゃり、その後「撮影した内容を編集し、市が意図していない誤った内容でSNS等にアップされるのを防ぐため」というのが禁止にした理由だと教えてくださいました。この回答内容に疑問があり、今回の庁舎管理規則の改正に関する起案書、法令審査会の委員への配布資料等を見せてもらいましたが、どこにも改正理由として説明をうけた「編集されてSNSにアップされるのを防ぐ」といった内容はありませんでした。その上、許可行為であった撮影や録音を禁止行為とする必要性についての具体的な説明や議論の形跡は一切無く、「市の方針としてこのようにするよう指示を受けて改正するものです」とされているのみです。つまり、これまで住民に許可していたことを今後住民に許可しないという軽微と言えない決定について、市はなぜ必要と考えるのかが一切示されていない起案書が決裁を受け、法令審査会を通過し、施行されているという状態です。これでは、正確な決定の根拠や理由、経緯について職員は住民に説明しようがありませんし、行財政改革推進課長の下さった「SNSへアップされるのを防ぐため」といった内容も、根拠を示せないため、正確な回答とは言えません。

「公文書等の管理に関する法律」（通称 公文書管理法）では（目的）第一条として、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」とあります。また、第四条に「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微である場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
- 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものと含む。）の決定又は了解及びその経緯

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

」とあります。

この法律は国の行政機関を対象としていますが、（地方公共団体の文書管理）として

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

とも定めていて、島根県は全国の自治体に先駆けて条例を制定し施行しています。

今回の庁舎管理規則の改正において許可行為であった録音や撮影を禁止行為としたのは「法令の制定又は改廃及びその経緯」や「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」にもあたると思われますが、浜田市は経緯や、改正が必要と考えた理由、法的に問題ないかの検討結果等を公文書に残していないため、意思決定について跡付けも検証も行うことができない状態です。

浜田市も日々、さまざまな決定やルール改正を行いますし、その数がたくさんあって大変なのもわかります。しかし、市の軽微とは言えない意思決定について、経緯が公文書に残っていないようだと、正確な決定理由やどのような検討が行われた上での決定なのかを、住民に正しく説明できません。総務課によると、公文書管理に関しては、浜田市事務処理規則に則って行っているとのことです、市の事務処理規則には「どうすることについては公文書に記録しなければならない。」という内容が規定されていません。公文書管理法の目的やその中で地方公共団体に課せられた努力義務「必要な施策を策定し、及びこれを実施する」の範囲で、やはり、浜田市も公文書に残すべき内容をルール化する必要があると考えます。市職員が、議会や住民に対する説明責任を果たしやすくするためにも、執行部に対し、議会として「ルール化を検討すること」について働きかけて下さいます様お願い申し上げます。

浜田市国分町 1689-1

三島 淳寛

